平成２１年（フ）第６０７号
滋賀県高島市今津町浜分528番地11　救護施設さわやか荘、住民票上の住所大阪市西成区天下茶屋１丁目３番17号　大阪自彊館
債務者　前田　安則
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６３６号
滋賀県守山市石田町75番地
債務者　中井　光行
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６４５号
大津市黒津１丁目１番30号　ソル・クレスト瀬田303号
債務者　安木　晶衛
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第４９１号
兵庫県明石市大久保町江井島992―１パレス石井２―102、住民票上の住所兵庫県加古郡稲美町岡2391番地の１
債務者　西馬冨貴子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９４号
静岡県掛川市本郷2279番地の16リバーサイドパーク201、従前の住所兵庫県神崎郡神河町貝野637番地の４
債務者　古島滿壽美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第４９５号
兵庫県朝来市山東町大月1158番地山東サントピアハイツ505号
債務者　古島　　浩
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第５７６号
兵庫県姫路市庄田57番地
債務者　田中トモ子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７５４号
兵庫県加古川市山手１丁目13番７―104号、従前の住所兵庫県加古川市神野町西条767番地の１
債務者　花房　義秀
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７８２号
兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目１番15号
債務者　渡辺　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８０２号
兵庫県加古川市加古川町西河原17番地の１加古川西団地６―201号
債務者　西　　エツ
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１０号
兵庫県姫路市書写1671番地１　ノーブルカーサ202号
債務者　谷口　美保（旧姓池尻）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１５号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1480番地、従前の住所兵庫県姫路市阿保乙59番地９
債務者　切中さやか（旧姓葛島）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８１６号
兵庫県姫路市大塩町2077番地50
債務者　山元小百合
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１０７号
鳥取県倉吉市服部736番地５
債務者　吉田　博志
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１６１６号
広島市西区大芝１丁目19番19―503号
債務者　岡田　良美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６７１号
広島市安佐北区安佐町大字飯室6865番地19
債務者　松村真由美
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７５２号
広島県廿日市市佐方４丁目10番43号
債務者　草野　維子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部